

高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する

支援マニュアル

(関係者用)

令和2年度（改訂版）

宇都宮市

はじめに

このマニュアルは、高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制で対応するのか、虐待の相談や通報等があった場合、どのような流れで支援すべきかなどの本市の事務体制や、業務を進める上で必要と思われるポイントなどについて記載し、高齢者虐待の対応が円滑に進められるようにすることを目的としています。

行政や地域包括支援センター、介護サービス提供事業所、地域住民等関係機関・関係団体が一体となり、高齢者虐待予防のためのネットワークを構築し、本市の高齢者虐待を防止し、養護者を支援するための一助となるよう、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 18 年度に作成しました。

本市においては、関係機関、関係団体等の連携のもと、高齢者虐待防止や虐待を受けている高齢者及び養護者の支援に取り組んでいるところではありますが、高齢者虐待は増加傾向にあります。

平成 18 年度のマニュアル作成から 10 年以上が経過し、関係機関や関係団体の事務体制などの変化も踏まえ、今般、資料の内容の追補、充実を行い、改訂することにしました。高齢者の尊厳を守り、養護者の負担軽減に向けて支援されている皆さまの業務推進にご活用いただければ幸いです。

令和 3 年 3 月

宇都宮市保健福祉部 高 齢 福 祉 課
保健福祉総務課

目 次

I 高齢者虐待防止の基本	1
1 高齢者虐待の定義	1
2 高齢者虐待の種類	3
3 高齢者虐待を発生させる要因	4
4 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	5
II 高齢者虐待の防止等に向けた市及び関係機関の役割	8
1 市の役割	9
2 地域包括支援センターの役割	12
3 関係機関の役割	15
4 地域の役割	17
III 高齢者虐待の発見	18
1 高齢者虐待の発見にあたって.....	18
2 虐待を発見するために.....	18
《高齢者虐待の発見と対応フローチャート》	21
IV 高齢者虐待予防等の普及啓発	22
1 高齢者虐待を予防するために.....	22
V 資料	25
1 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	26
2 宇都宮市虐待・DV 対策連携会議設置要綱	43
3 宇都宮市高齢者虐待防止事業実施要綱	46
4 相談，通報，届出等に関する報告書等様式	48
5 高齢者相談窓口一覧	53

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待の定義

高齢者の権利を擁護するため、虐待防止と養護者支援の両方を盛り込んだ『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）』が平成17年11月に成立し、平成18年4月1日から施行されました。（P25 参照）

高齢者虐待防止法では、高齢者を「65歳以上の者」、高齢者虐待を「養護者及び要介護施設従事者等による高齢者虐待」と定義し、身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、財産の無断使用、養護の放棄を虐待として定義しています。虐待により、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市町村長に立ち入り調査を認めるほか、そうした高齢者を発見した者には、市町村への通報を義務付けています。

(1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行なう次の行為とされています。

	内 容	具 体 例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする / 等
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない / 等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。	・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口をいう ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する / 等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する / 等
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する / 等

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員による、高齢者への虐待行為です。

「養介護施設」「養介護事業」「養介護施設従事者等」とは、以下のとおりです。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

（※）業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（高齢者虐待防止法第2条）

(3) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

① 65歳未満の者への虐待

65歳未満の者であっても、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し又はその他養介護事業に係るサービス提供を受ける障がい者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。

また、介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業が義務付けられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

② サービス付き高齢者向け住宅等の施設

①に該当しないサービス付き高齢者向け住宅等の施設は、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の規定は適用されません。

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくこととなります。

③ 65歳以上の障がい者への虐待

平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます）が成立しました。65歳以上の障がい者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなります。「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」の法律の間に優先劣後の関係はないため、障がい福祉課と連携の上、被虐待者の状況に応じて、各法律の適切と思われる規定により対応することとなります。

④ 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護するもの」による虐待

のため、お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等は、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び、被害者の保護等に関する法律」(以下「DV法」という)や刑事法等により対応することとなります。

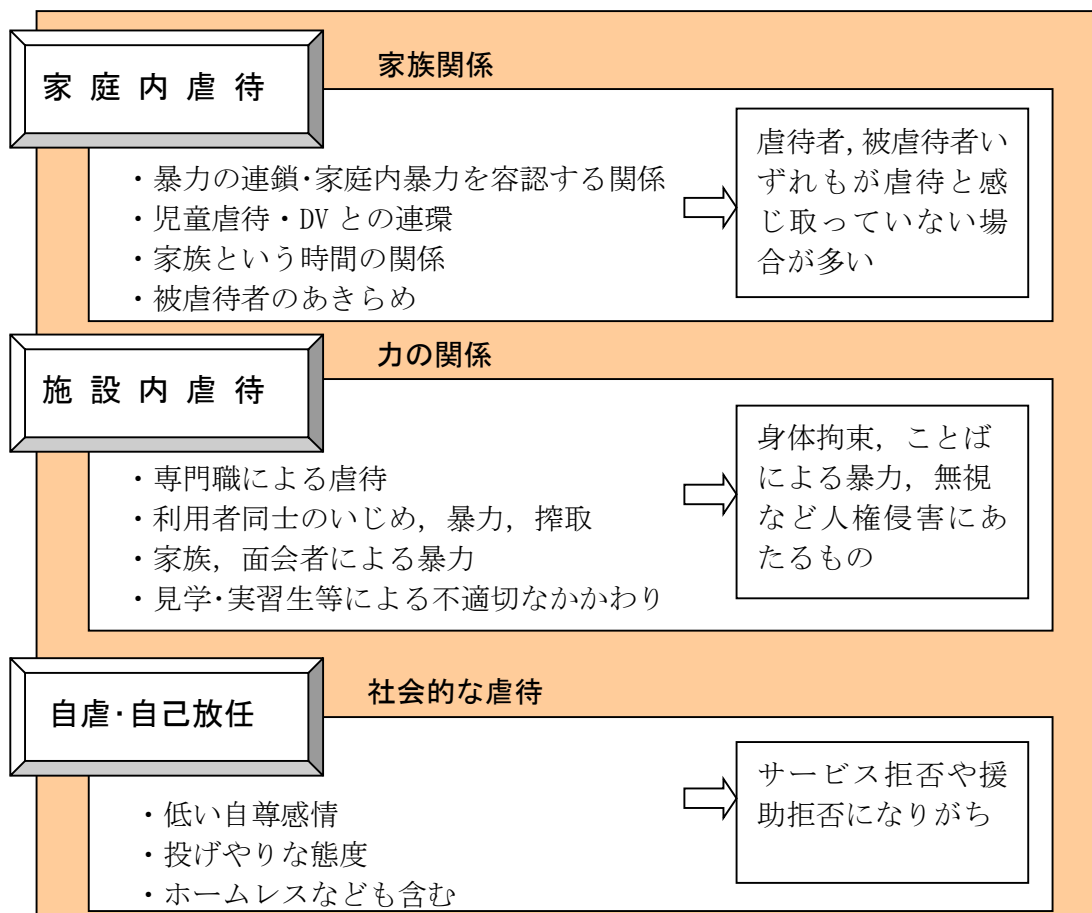
⑤ セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外になっています。

しかしながら、セルフネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障がい・アルコール関連の問題を有すると思われるものも多く、それまでの生活歴や疾病、障がいから「支援してほしい」「困っていない」など支援を拒否する場合もあるので、支援には困難を伴いますが、生命・身体に重大危険が生じるおそれや、ひいては孤独死に至るリスクも抱えています。必要に応じて高齢者虐待に準じた対応が行えるよう、関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

2 高齢者虐待の種類

高齢者虐待の「場」によって、虐待者が誰なのか、あるいはどのような形態で行われているのかによって、「家庭内虐待」「施設内虐待」「自虐・自己放任」の大きく3つに区分できます。



3 高齢者虐待を発生させる要因

(1) バランスの変化と立場の逆転

高齢者と養護者等の間で取れていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態等によりくずれ、そこへ過去のお互いの関係などが複雑に影響し合い、高齢者虐待は起きています。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もあります。

過去の事例から、高齢者虐待の発生要因を分析し、下表に整理しました。虐待が起きている事実を踏まえ、その要因を探ることは支援策を見出す手段としても大切なことです。要因を知ることが高齢者虐待を防ぎ、早期発見に役立てていくことができます。

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の関係
<ul style="list-style-type: none">・加齢や怪我による ADL（日常生活動作）の低下・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、悪化・要介護状態・認知症の発症・悪化・判断力の低下、金銭の管理能力の低下・収入が少ない・借金、浪費癖がある・性格・精神不安定な状態・整理整頓ができない・相談者がいない・疾病、障害など	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ・介護負担による心身のストレス・金銭の管理能力がない・ギャンブルなど・収入の不安定、無職・借金、浪費癖がある・アルコール依存・性格・相談者がいない・親族からの孤立・精神不安定、潔癖症・疾病、障害など	<ul style="list-style-type: none">・親族関係の悪さ、孤立・近隣、社会との関係の悪さ、孤立・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）・家屋の老朽化、不衛生・人通りの少ない環境・暴力の世代間、家族間連鎖

(2) 社会からの孤立

子どもは保育園や学校など外出する機会が多いため、子どもに関係する機関で虐待を把握しやすい環境にあります。高齢者虐待は、本人の訴えや第三者が気づいて相談に持ち込まれることがない限り、把握することが困難です。高齢者は外出する機会が少なくなり、介護状態であればなおさら家庭内で閉ざされた環境となりやすく、社会から孤立しがちとなるため、把握しにくい状況にあります。

(3) 高齢者虐待に関する認識の低さ

世間体を気にするあまり、「自分さえ我慢していれば・・・」と高齢者自身が虐待者をかばい、声に出さないこともあります。また、被虐待者や虐待者もお互いに虐待であるという認識がない場合も少なくありません。

そして、たとえ虐待に気がついても、どこに相談したらよいか分からない、あるいは相談したところでどうしてくれるものでもないと考えていたりします。表面化しにくく、潜在化するのが高齢者虐待の特徴でもあります。

4 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

(1) 基本的な視点

① 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を維持しながら安定した生活ができるように支援することです。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活が送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

② 高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応（高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行うことが重要です。

③ 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく、孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みが重要となります。

④ 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等の連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

⑤ 高齢者本人とともに養護者を支援する

虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れや養護者自身が何らかの支援（経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族との状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

⑥ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援に至る各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障がい、健康増進、保健予防、男女共同参画、生活保護、医療、の担当部局等）が連携を取りながら、高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

(2) 留意事項

① 虐待に対する自覚は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

② 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の命にかかわるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は、一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない時でも、高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり、支援したりするなど、時間をかけた対応が必要になることもあります。

本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではありません。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるよう促すことを心がけるべきです。

③ 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には、迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で、夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

④ 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届け出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

⑤ 関係機関と連携して援助する

総合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがあります。

⑥ 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人短期入所施設

等に入所させる等，適切に措置を講じ，または適切に審判の請求をすることを規定しています。

高齢者の安全を最優先に考え，必要がある場合には，適切に行政権限を行使することが必要です。そのためには，組織内での実施ルールの確定，予算措置，実践事例の収集や蓄積，研修など，実施を想定した体制を構築することが望まれます。

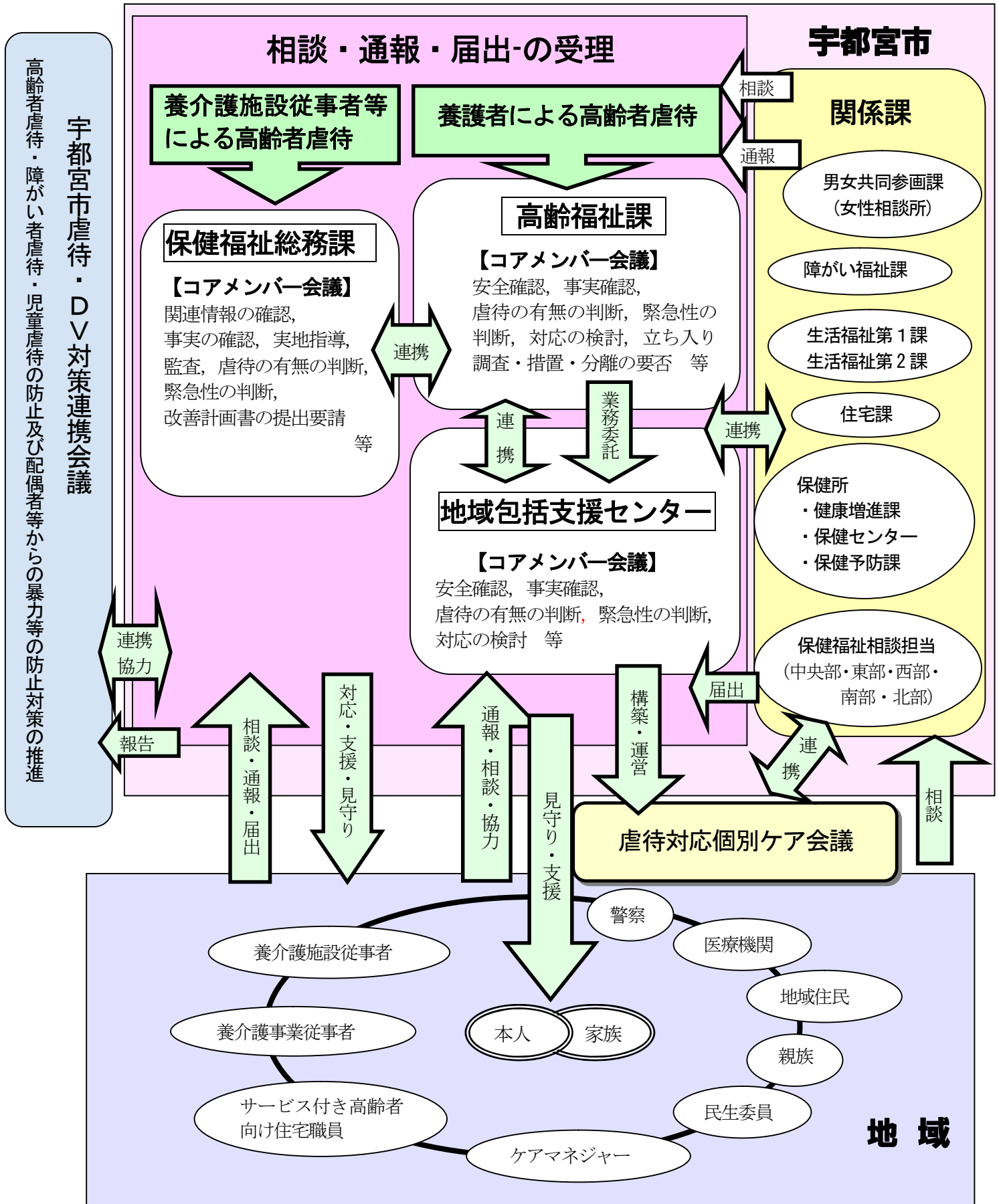
⑦ 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し，適宜組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては，個人の生命に係わる事態に発展する可能性もあるため，対応の決定にあたっては，一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し，説明責任を果たすことは事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

II 高齢者虐待の防止等に向けた市及び関係機関の役割

宇都宮市における高齢者虐待への相談支援体制図



1 市の役割

(1) 高齢福祉課の役割

高齢福祉課では、高齢者の福祉サービスに関することや、介護保険のことを担当しており、高齢者虐待防止対策の主管課として取り組みます。

- 宇都宮市虐待・DV対策推進会議に参画（P45参照）
- 養護者による高齢者虐待に関する相談，指導，助言
- 地域で高齢者虐待を発見した者等からの通報及び届出の受理
- 家庭訪問等による情報収集，整理，事実の確認
- 県への報告（施設内虐待を含む）
- 虐待の有無の判断
- 緊急性の判断
- 立ち入り調査の要否判断
- 立ち入り調査の実施
- 被虐待高齢者の一時保護
- 対応方針の決定，支援の実施
- 関係機関との連絡調整
- 高齢者本人への支援
- 養護者，家族等への支援
- 他機関の紹介

(2) 保健福祉総務課の役割

保健福祉総務課では、介護保険サービス事業者の指定や相談，社会福祉法人の設立認可，社会福祉施設等の整備・相談等を担っており，養介護施設従事者等による高齢者虐待防止対策に取り組みます。

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談，指導，助言
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見した者等からの通報及び届出の受理
- 情報の確認・事実確認
 - ・調査
 - ・実地指導
 - ・監査（立ち入り検査等）
- 虐待の有無の判断・緊急性の判断
 - ・改善計画書の提出要請
 - ・改善勧告
 - ・改善命令
 - ・業務停止命令
 - ・指定の取り消し

(3) 関係各課の役割

① 男女共同参画課(女性相談所)

男女共同参画課では、夫婦、家庭、生き方の相談などに応じており、配偶者、恋人、婚約者、元配偶者など親密な関係のあるパートナーからの暴力(DV)の防止対策に取り組みます。

養護関係がなく、お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等は、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び、被害者の保護等に関する法律」(以下「DV法」という)の対象となり、男女共同参画課が対応することとなります。しかし、高齢者の権利擁護の観点から、高齢福祉課と連携のもと対応することが必要となります。

② 障がい福祉課

障がい福祉課では、心身に障がいのある方への福祉の窓口として、障がい者虐待の防止対策に取り組みます。

65歳以上の障がいのある高齢者については、高齢福祉課と障がい福祉課で連携の上、被虐待者の状況に応じて「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」の適切と思われる規定により対応します。

③ 住宅課

高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の規定が適用されない「サービス付き高齢者向け住宅等の施設」でおきた高齢者虐待は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになるので、高齢福祉課が対応することとなります。サービス付き高齢者向け住宅の設置に関することを担う住宅課との連携のもと対応することが必要となります。

④ その他関係各課

高齢者や家族等は相談したい内容を整理して話せるとは限りません。

保健と福祉の相談窓口である保健福祉相談担当(中央部・東部・西部・南部・北部)、生活福祉第1課・第2課、保健所の健康増進課や保健予防課等の関係各課で受けた相談時の高齢者の訴えは別のことでも、虐待の問題が絡んでいる場合もあります。

高齢者虐待が疑われる事例について相談を受けたり、高齢者の虐待を発見した場合は、高齢福祉課若しくは地域包括支援センター又は保健福祉総務課に連絡、通報をします。

高齢者虐待の相談内容には、一つの機関だけでは対応できない問題が含まれていることが多く、関係各課が協力し、連携して対応することが望まれます。

家族の抱える問題ごとに、次ページの市役所関係課のそれぞれの部署の専門性を生かして対応していきます。(P11参照)

《関係課連絡先》

男女共同参画課(女性相談所)

配偶者、恋人、婚約者、元配偶者など親密な関係のあるパートナーからの暴力(DV)の相談・対応を行っています。

また、夫婦、家庭、生き方の相談などに応じています。

TEL 028-636-5731

障がい福祉課

心身に障がいのある方への福祉の窓口として、障がい者虐待の通報の受理、相談を行います。

また、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付や自立支援医療、重度心身障がい者医療に関する公費負担、各種福祉サービスの提供等を行っています。

TEL 028-632-2869

住宅課

サービス付き高齢者向け住宅の設置に関することや、市営住宅の入居や維持管理に関することなどを行っています。

TEL 028-632-2552

保健所健康増進課

病態別栄養相談、健康づくり事業、健康診査などを行っています。

TEL 028-626-1126

生活福祉第1課・第2課

生活保護に関することを行っています。

TEL 028-632-2105
2465

保健センター

健康づくりや生活習慣病の予防に関する講座や教室の開催、健康相談、栄養相談、介護予防事業などを行っています。

TEL 028-627-6666

保健所保健予防課

精神保健や難病、感染症などに関する相談や教室、予防接種などを行っています。

TEL 028-626-1114

保健福祉総務課(保健福祉相談担当)

子育てから高齢者の介護まで、保健と福祉のサービス全般の案内、利用のアドバイス、申請受付を行っています。

◎中央部：本庁管内・宝木・豊郷地区を担当します

(市役所1階) TEL 028-632-2941

◎東部：平石・清原・瑞穂野地区を担当します

(平石地区市民センター) TEL 028-661-2369

◎西部：城山・国本・富屋・篠井地区を担当します

(富屋地区市民センター) TEL 028-665-3698

◎南部：陽南・横川・姿川・雀宮地区を担当します

(姿川地区市民センター) TEL 028-645-4535

◎北部：上河内・河内地区を担当します

(河内地区市民センター) TEL 028-671-3205

2 地域包括支援センターの役割

(1) 法律に規定される地域包括支援センターの事務

平成 18 年 4 月 1 日の介護保険法の改正に伴い、高齢者の総合相談支援や権利擁護、介護予防の促進を行う機関として、保健師又は看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの 3 職種を配置した「地域包括支援センター」を生活圏域ごとに設置しました。現在、地区を担当する地域包括支援センターが 25 か所あります。

(P54 参照)

高齢者虐待防止法(第 17 条)では、

- 相談、指導及び助言
- 通報、届出の受理
- 高齢者の安全の確認
- 通報、届出の事実の確認
- 養護者の負担の軽減

の事務について、市町村は事務の一部又は全部を委託することができるとしており、本市では地域包括支援センターに全部の事務を委託しています。

地域包括支援センターには、介護保険法による高齢者虐待を含む権利擁護事業を担うと共に、高齢者虐待防止法による市町村の事務の委託を受けて、地域高齢者虐待の相談窓口としての機能が位置付けられています。

地域包括支援センターは、管轄する地域内の高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が送れるよう、高齢者虐待の防止や早期発見・対応を行います。

- 地域高齢者虐待に関する相談、指導、助言
- 地域で高齢者虐待を発見した者等からの通報又は届出の受理
- 家庭訪問等による情報収集、整理、事実の確認
- 虐待の有無の判断、緊急性の判断
- 虐待対応ケア会議の開催
- 高齢者本人への支援
- 養護者、家族への支援
- 関係機関との連絡調整
- 他機関の紹介

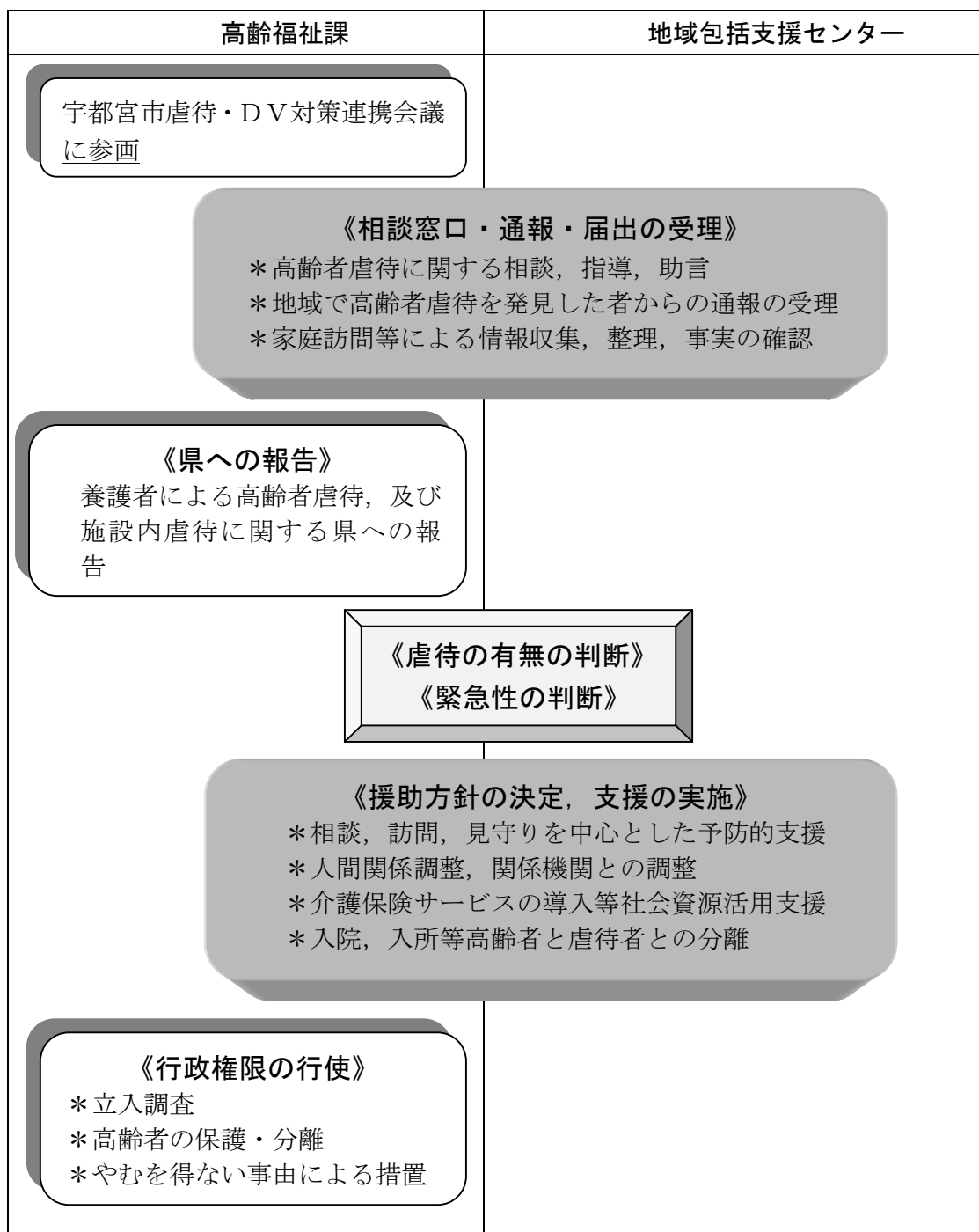
(2) 高齢福祉課と地域包括支援センターの役割

養護者による高齢者虐待への相談・支援については、市高齢福祉課と地域包括支援センターが中心となり対応します。

高齢福祉課は、市全域にわたる高齢者虐待の相談窓口となり、地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係機関で支援する処遇困難事例等についての相談にも応じます。緊急性の高い事例の対応は、高齢福祉課が中心となり対応します。

地域包括支援センターは、管轄する地域内の高齢者虐待についての相談窓口となり、家庭内における高齢者虐待について中心となり対応します。

高齢福祉課と地域包括支援センターの主な役割は以下のとおりで、連携を図り対応します。



高齢者虐待防止法の規定に基づく高齢福祉課と地域包括支援センターの役割は、以下
のようになります。

◎：中心的な役割を担う	○：関与することを原則とする
△：必要に応じてバックアップする	空欄：当該業務を行わない

業務内容		高齢福祉課	地域包括 支援センター
連携会議	* 宇都宮市虐待・DV対策連携会議に参画	◎	
広報・啓発 活動	* 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発	◎	○
	* 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発	◎	○
	* 通報（努力）義務の周知	◎	○
	* 相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知	◎	◎
	* 専門的人材の確保	◎	
相談・通報 ・届出への 対応	* 相談，通報，届出の受付	◎	◎
	* 相談への対応（高齢者及び養護者への相談，指 導及び助言（第6条・第14条第1項）	○	◎
	* 受付記録の作成	◎	◎
	* 緊急性の判断	◎	◎
事実確認 立入調査	* 関係機関からの情報収集	○	◎
	* 訪問調査	○	◎
	* 立入調査	◎	△
	* 立入調査の際の警察署長への援助要請	◎	
援助方針 の決定	* コアメンバー会議の開催	◎	◎
	* 支援方針等の決定，	◎	◎
支援の実施	（やむを得ない事由による措置等の実施）		（高齢福祉課 へのつなぎ）
	* 措置の実施	◎	
	* 措置後の養護者支援	△	◎
	* 措置の解除	◎	△
	* 措置期間中の面会の制限	◎	△
	* 措置のための居室の確保 （成年後見制度の活用）	◎	
	* 市町村長による成年後見制度利用開始の審判の 請求	◎	（高齢福祉課 へのつなぎ）
	* 虐待対応個別ケア会議の開催（関係機関の召集）	△	◎
	* 高齢者の支援	△	◎
* 養護者，家族の支援	△	◎	
モニタ リング	* 支援の実施後のモニタリング	△	◎
その他	（養護者による高齢者虐待防止関係）		
	・ 個人情報取扱いルール作成と運用 （財産上の不当取引による被害の防止関係）	◎	△
	・ 消費生活関係部署・機関の紹介	○	◎

3 関係機関の役割

(1) 法律に規定される関係機関の役割

高齢者を支援する機関は様々な機関があります。(P55 参照)

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に職務上関係する者等に対し、以下の役割が規定されています。

○高齢者虐待の早期発見等（第5条）

- ・ 養介護施設、病院、保健所等に従事する、医師、保健師、弁護士等高齢者福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し早期発見に努め、啓発活動、高齢者虐待を受けた高齢者保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

○高齢者虐待に係る通報等（第7条）

- ・ 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、生命又は身体に重大な危険が生じている場合、市町村に通報しなければならない。
- ・ 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村に通報するよう努めなければならない。

○面会の制限（第13条）

- ・ 措置入所した場合の養介護施設の長は、虐待者の面会を制限することができる。

○養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置（第20条）

- ・ 従事者等の研修を実施する。
- ・ サービスを受ける高齢者及び家族からの苦情処理の体制を整備する
- ・ 従事者等による高齢者虐待防止等の措置を講ずる。

(2) 関係機関との協力・連携

高齢者虐待は、複雑な問題を抱えている家庭に起きていることから、地域の関係機関がそれぞれの役割を生かし、協力・連携しながら支援していく必要があります。

高齢者虐待が疑われる事例について相談を受けたり、高齢者の虐待を発見した場合は、地域包括支援センター（P54参照）か、高齢福祉課（P53参照）に相談・連絡・通報をしてください。

民生委員

民生委員は、地域の生活上の相談役となっています。高齢者や家族の状況、親族との関係など把握していることも多く、身近な情報が入りやすい立場にいます。

近所で叫び声が聞こえるとか、高齢者がおびえている様子であるなど、身近な情報をキャッチした場合は地域包括支援センターか、高齢福祉課にご連絡ください。

また、職員が家庭訪問する際に同行していただいたり、地域での高齢者や介護者への声かけ、見守り等が期待されます。

医療機関

診察を通して、高齢者の不審な怪我やアザなどの状況を把握するだけでなく、家族・介護者の様子や問題に気づくことができる機関です。状況に応じて、地域包括支援センターか、高齢福祉課にご連絡ください。

警察

地域での警察安全に関する相談等を受け、幅広く市民の暴力等の相談窓口となっています。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険サービスのサービス調整や給付管理を行ないます。高齢者虐待を目撃したり、本人や家族から相談されることもあります。

高齢者や家族から信頼され、相談しやすい関係を作っておくことが大切です。高齢者の危険性を判断し、ケアマネジメントに反映させていくことが期待されます。

処遇が困難で、対応に苦慮する事例等については、地域包括支援センターか、高齢福祉課にご相談ください。

サービス提供事業者

介護保険サービスを提供する事業所で、訪問介護(ヘルパー)、訪問看護、通所介護(デイサービス)、老人福祉施設等があります。

それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理して、ケアマネジャーに報告することが期待されます。

4 地域の役割

(1) 法律に規定される地域の役割

高齢者虐待防止法では、国民の責務についても規定しています。

○国民の責務（第4条）

・高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等の理解を深めるとともに，国及び地方公共団体が講じる虐待の防止，支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

○高齢者虐待に係る通報等（第7条）

- ・高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，生命又は身体に重大な危険が生じている場合，市町村に通報しなければならない。
- ・高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，市町村に通報するよう努めなければならない。

(2) 虐待を発生させない地域づくり

市民一人ひとりが高齢者虐待に対する認識を深めることが，高齢者虐待を防ぐ第一歩となります。

虐待は，高齢者の尊厳を侵す行為です。高齢者虐待は，特定の人や家庭で起こるものではなく，どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。起きてしまった虐待への対応も大切ですが，どうしたら防ぐことができるのかを考えることも重要です。

(3) 虐待の早期発見，通報（努力）義務

虐待をしている養護者本人には，虐待をしているという認識がない場合が多く，また，虐待を受けている高齢者も養護者をかばう，知られたくないなどの思いがあるため，虐待の事実を訴えにくく，家庭内における虐待は発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し，問題の深刻化を防ぐには，近隣住民など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め，虐待のサイン（P19 参照）に気づくことが大切です。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は，地域包括支援センター（P54 参照）か，高齢福祉課（P53 参照）に連絡・通報をしてください。

Ⅲ 高齢者虐待の発見

1 高齢者虐待の発見にあたって

日本の高齢者虐待は、欧米に比べ同居世帯で多く発生しています。虐待者は同居家族が多く、「嫁・姑」等の家族間の葛藤や、家族介護のあり方と深く関連しているという特徴があります。

したがって、虐待されている高齢者が、虐待者の介護に依存する割合が高く、自ら虐待の事実を告発しにくい状況となっています。

虐待を受けていても、高齢者は仕返しを恐れたり、社会的対面や自尊心から沈黙する場合があります。また、被虐待者自身が「波風を立てたくない」と他人に話すことも積極的でなかったり、迷ったりしている場合もあります。あるいはどこに相談をしてよいか分からず、孤立感を深め、あきらめている場合もあります。

虐待をしている側は、約半数は虐待をしているという自覚がないといわれていますが、虐待者の中には、自分のしていることは悪いこと、いけないことと感じ、孤立感を深めていく場合も見られます。その結果、他者の援助を求めず、むしろ援助を拒否することによって虐待の事実を隠すようになる傾向もあります。

したがって、高齢者虐待は極めて隠蔽度が高く、発見にあたっては、関係者の注意深さ、経験、知識及び訓練が必要です。

在宅における高齢者虐待は、ショートステイやデイサービスの入浴等で発見されています。施設で働く職員は、注意深く観察することが大切です。日頃から虐待の疑いがある場合は、日頃からケアマネジャーと施設職員が連絡を取り合い、情報を共有し、連携を図ることが必要です。

また、自宅を訪問し、家の中に入り、被虐待者の生活や家族の様子を見ることにより、発見されることが多いケアマネジャーやヘルパー等の福祉関係者や、地域で高齢者と接する機会の多い医師、看護師、保健師等、保健医療関係者の専門職は、虐待に対する認識や注意力が特に必要です。

2 虐待を発見するために

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者など、高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

虐待を受けている高齢者は、辛さに絶えつつも何らかのサインを発しています。高齢者が発するサインを、できるだけ早い段階で、かつ、小さなうちに気づいてあげることが、その後の対応のポイントとなってきます。

次ページの「高齢者への虐待発見チェックリスト」等を活用し、高齢者のほんの些細な変化でも見逃さず、虐待のサインとして受け止められるよう、日頃より虐待の可能性を察知できる「目」を養っていくことが重要です。

高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識して、虐待の早期発見に努めましょう。

《身体的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さい傷が頻繁に見られる
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみず腫れがある
	回復状態が様々な段階の傷、アザ等がある
	頭、顔、頭皮等に傷がある
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷痕がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
	傷やアザの説明のつじつまが合わない
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

《心理的障害を与える虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等が見られる
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる
	食欲の変化が著しく、摂食障害（過食、拒食）が見られる
	自傷行為が見られる
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする

《性的暴力による虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	肛門や性器からの出血やキズが見られる
	生殖器の痛み、かゆみを訴える
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する
	睡眠障害がある
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる

《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入が等があることは明白なのに、お金がないと訴える
	自由に使えるお金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）》

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	部屋に衣類やオムツ等が散乱している
	寝具や衣類が汚れたままの状態が多くなる
	汚れたままの下着を身につけるようになる
	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	適度な食事が準備されていない
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	栄養失調の状態にある
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

	昼間でも雨戸がしまっている
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
	配食サービス等の食事がとられていない
	薬や届けた物が放置されている
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

《養護者の態度に見られるサイン》

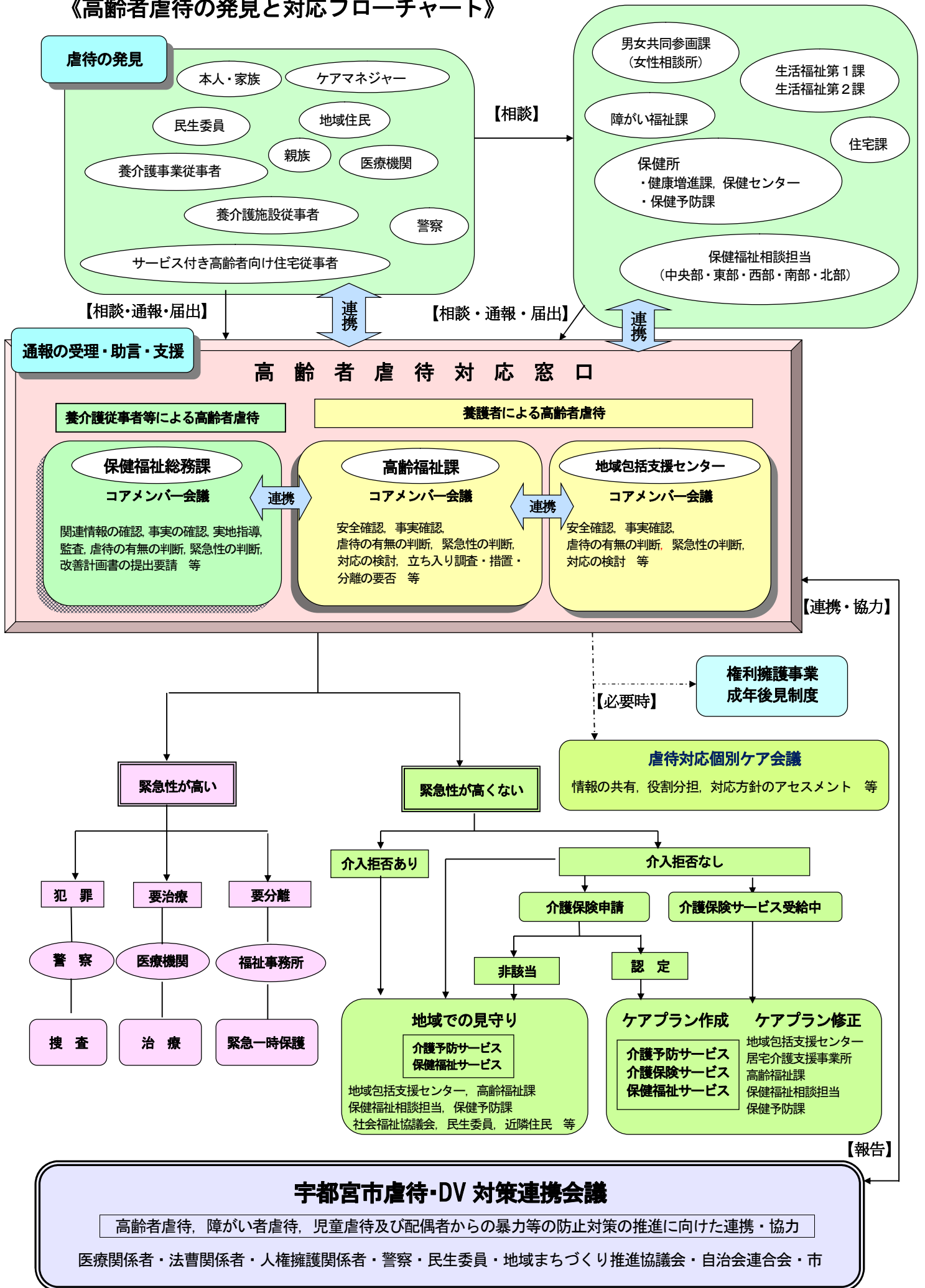
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医療機関への受診や入院の勧めを拒否する
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない
	保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる

《地域からのサイン》

	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキが剥げている、ゴミが捨てられている）を示している
	郵便受けや玄関先等が1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
	家族と同居している高齢者が、コンビニエンス・ストアやスーパー・マーケット等で一人分のお弁当等を頻繁に買っている
	近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
	配食サービス等の食事がとられていない
	道路に座り込んでいたり、徘徊している

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

《高齢者虐待の発見と対応フローチャート》



IV 高齢者虐待予防等の普及啓発

1 高齢者虐待を予防するために

起きてしまった虐待への対応をどうするか論議することも大切ですが、どうしたら防ぐことができるのかを考えることも重要です。

(1) 高齢者虐待の認識を高めよう

① 高齢者虐待の特徴

- 被虐待者と虐待者のどちらが悪いともいえない相互関係（家族歴）がある。
- 高齢者、介護者ともに経済的な問題、疾病など、多くの問題を抱えていることが多い。
- 社会全般、関係者の認識が低く、実態が十分把握されていない。
- 支援の方法、技法など未確立である。

② 虐待に関心を寄せるところから

介護保険サービスの利用などにより、高齢者虐待が顕在化してきていますが、まずは、高齢者に関わる人が「高齢者虐待」について理解し、身近な地域で起きていることを問題として認識する事が大切です。

地域で虐待を防いでいくために、地域に住む一人ひとりが虐待を防いでいこうという意識をもつこと、高齢者の生活・介護などに関心をよせて、ちょっとした変化に気づくこと、困ったときに声をかけることが大きな力となります。

(2) 虐待に気づくアンテナを高く

① 介護の相談が虐待を防ぐことにつながることも

虐待が疑われる高齢者や家族と関わっていると、「介護が大変だったので相談したことがある」ということも珍しくありません。高齢者や家族が「SOS」を出した時の対応が思うようでなく、問題は解決されないまま状況が悪化することもあります。また、高齢者や家族等は相談したい内容を整理して話せるとは限りません。

相談時の高齢者の訴えは「食べるものがうまかめない」ということでも、実際は、認知症があって入れ歯もどこにしまったか忘れてしまうことの方が問題である、という場合もあります。高齢者介護などの相談時に、困っていることとして相談される内容と、実際の問題が異なる場合があることを知っておく必要があります。

② 気がついたことを大切に

相談の一つ一つを疑ってみる必要はないまでも、「おやっ」「何か変？」「不自然？」など気になったときには、丁寧に訴えを整理して相談を受けることで解決すべき真の問題が明らかになり、ひいては虐待を防ぐことにもつながります。

少しアンテナを高くして、気がついたことを大切にする必要があります。

(3) 認知症高齢者への理解を地域で

① 認知症は家族を巻き込む病気

これまでしっかりしていた高齢者に認知症症状が見られるようになると、本人も家族も混乱することがよくあります。「しっかりしてほしい」と願って叱咤激励

が、虐待にエスカレートすることもあります。もちろん認知症高齢者は自覚症状のないのが特徴ですし、身近な人を巻き込んでしまう病気ですから、他の人にはしっかりして見えても、同居の家族は大変な思いをされている方も多いのです。一人暮らし高齢者の別居親族も、それぞれの家庭を持ちながら、同居することもできず、思い悩んでいることもあります。高齢者の知人であれば、その高齢者に味方した考えになりがちですが、虐待が疑われても単なる誤解という場合もあります。「食事を食べさせてもらえない」という訴えがあっても、本人は5回も食事をしているということもあるのです。

② 認知症の診断により割り切れることも

認知症の高齢者を病院に連れて行くことは困難ですが、症状など病気を理解することで納得がいくことも多々あります。本人が認知症でない場合もあります。認知症疾患医療センターやもの忘れ外来、精神科の医師に病気の診断をしてもらうことも大切です。オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）に相談する方法もあります。

認知症と分かっているにもかかわらず、毎日の度重なる問題行動に振り回されて、介護者も辛くなって高齢者にあたってしまうこともあります。それほど介護者が追い詰められてしまうこともあるということを知っている必要があります。

(4) 介護者を加害者にしない

① 一生懸命介護している介護者も加害者に

熱心に介護している介護者や、介護負担が大きすぎる介護者などが、虐待に及んでしまう場合もあります。高齢化、要介護高齢者の増加、核家族化、女性の社会進出などにより、介護問題は、高齢者とその家族に不安を投げかけています。

介護されるはずの高齢者が介護者にならざるを得ない場合もあります。

② 介護負担を軽くする

高齢者自身が要介護状態とならないように予防し、介護が必要になった場合は、より良い介護予防サービスを早めに利用して、自立した生活を続けることも大切です。

近隣の人のねぎらいの言葉や、介護保険サービスの利用により介護負担が軽減し、家族関係の健全さを取り戻す場合もあります。家族の介護負担を軽くすることが虐待防止につながることもあります。

支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

(5) 偏見が虐待を助長

介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。社会の偏見が介護家族を孤立させている場合があります。その家庭に入ってみなければ、困っていることは分かりません。私たち自身の偏見が、近隣との交流を避けたり、介護保険サービスを利用しにくくし、本人や介護者を追い詰めることになることも知っておく必要があります。

(6) 親の扶養義務をどう考えるか

長男が家を継いで、親を扶養するという考えは、一般的とはいえなくなっている

ようです。例えば、同居している3男は介護が必要な親をどこまで世話すればいいのでしょうか。別居している長男、次男には世話をする義務はないのでしょうか。

冠婚葬祭以外、行き来のない親族関係もあります。同居者のみに介護が任せられちな現状があります。そ知らぬふりをしていけば介護する義務は免れるのでしょうか。それ以前に介護の義務は、誰にどの程度あるのでしょうか。別居の親族からの相談もありますが、一方的な話だけでは、事実はわからないものです。介護が必要になった段階で親族がどう支えあうか、役割を分担するか話し合いが持てるとよいでしょう。

(7) 高齢者自身の意識も大切

「老いては子に従え」という言葉がありますが、現代にあてはまるでしょうか。高齢者自身が人生80年、90年の生き方、自立を考えていかなければならない時代です。相談を受ける中で、高齢者自身がどうしたいと考えているのか、なかなか確認が難しい場合もあります。

介護を受けなくてすむように努力することや、疾病を予防し、健康を保ちつつ、「自分はこうしたい」と主体的に生きていくことが求められます。

(8) 誰でも起こりうる虐待

「近所にみっともないだろう」「仕事で疲れているのに、いいかげんにしてくれよ」「介護はおまえに任せていることだろう」「人の母親をボケ扱いするのはやめてくれ」……

無意識に使った言葉が、高齢者や介護者、家族を傷つけ、追い詰め、虐待につながっていくこともあります。

逆に、「感謝しているよ。」「ありがとう。」「疲れているようだね、大丈夫?」「今日は見ているよ。たまにはのんびりしてくるといいよ」「大変だったね。これからのことをみんなで考えよう」などの一言に勇気付けられ、頑張っている介護者もたくさんいます。

相手を思いやり、暖かい一言を心がけましょう。高齢者虐待は、誰にでも起こりやすいことと考え、「こんなはずではなかったのに・・・」「私はいないほうがいいのかも・・・」などとならないよう、家族で介護の話をしていくとよいでしょう。

(9) 地域での支え合い、見守りを

大変さをわかってくれる人がいて、気軽にちょっと手伝ってくれる人がいる。愚痴と分かって聞いてくれる人がいる。たまに介護を変わってくれる人がいる。元気がないと心配して気遣ってくれる。「お疲れ様」と声をかけてくれる、家族や親族、近所の人がある。

“遠くの親戚より近くの他人”。近くて遠い他人とならないよう、お互いに支え合える地域で暮らすことが、理想でしょう。温かい見守りや声かけのネットワークが広がることも虐待の防止につながります。

V 資 料

1	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	26
2	宇都宮市虐待・DV対策連携会議設置要綱	43
3	宇都宮市高齢者虐待防止事業実施要綱	46
4	相談，通報，届出等に関する報告書等様式	48
5	高齢者相談窓口一覧	53

高齢者虐待の防止，高齢者の養護者 に対する支援等に関する法律

公布：平成17年11月9日法律第124号

施行：平成18年4月1日

目次

第一章	総則（第一条—第五条）
第二章	養護者による高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等（第六条—第十九条）
第三章	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第五章	罰則（第二十九条・第三十条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は，高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり，高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ，高齢者虐待の防止等に関する国等の責務，高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置，養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより，高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等に関する施策を促進し，もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは，六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは，高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは，養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは，次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置，養護者以外の同居人によるイ，ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときに高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している

養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、
第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

2～5 略

6 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、
第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百
三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前的高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこ

の附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一

項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十

二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

2 略

3 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百八条第二項、第五百十二条及び第五百十三条並びに第七百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

4・5 略

6 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第

七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日
- 2 第一条中介護保険法第百五十二条及び第百五十三条の改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条第三項の改正規定、同法附則第十一条及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第百五十二条及び第百五十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条第三項の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則第九条及び第十条の改正規定並びに平成十八年旧介護保険法附則に二条を加える改正規定並びに第五条の規定（健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定 平成二十九年七月一日
- 3 第一条中介護保険法第四十九条の二、第五十条、第五十九条の二、第六十条及び第六十九条の改正規定並びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九条の二、第五十条及び第六十九条の改正規定並びに附則第十七条及び第二十二条の規定 平成三十年八月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第百六条の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金に関する経過措置)

第三条 平成二十八年度以前の各年度における被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)及び健康保険法第二百三十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会(以下「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。)に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の介護保険法(以下「第二号新介護保険法」という。)第一百五十二条第一項第一号及び附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第一条の規定による改正前の介護保険法(以下「第二号旧介護保険法」という。)附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保険法第一百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第一百五十三条第一号及び附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第一百五十三条第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(附則第二十一条第一項において「支払基金」という。)は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金(次項において「納付金」という。)の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 介護保険法第一百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正前の介護保険法(以下「旧介護

保険法」という。) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(次条において「旧介護老人保健施設」という。)は、第一条の規定による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(次条及び附則第二十八条において「新介護老人保健施設」という。)とみなす。

第八条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧介護老人保健施設に入所し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者(以下この条において「要介護旧入所者」という。)については、施行日以後引き続き前条の規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所している間(当該旧介護老人保健施設に係る介護保険法第百四条第一項の規定による許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧介護老人保健施設から継続して一以上の他の新介護老人保健施設に入所した要介護旧入所者にあつては、当該他の新介護老人保健施設に継続して入所している間を含む。)は、新介護保険法第八条第二十八項の要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者である要介護被保険者とみなして、新介護保険法第四十八条の規定を適用する。

(共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置)

第九条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十二条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十八条の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

第十一条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の二の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十二条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の十二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

(介護医療院に関する経過措置)

第十三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十一条第二項及び第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十四条 施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字(以下この条において「病院等に類する文字」という。)を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止して新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を

減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることその他厚生労働省令で定める要件に該当するものである間は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字（当該病院若しくは診療所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用いていたものに限る。）を引き続き用いることができる。

（準備行為）

第十五条 厚生労働大臣は、新介護保険法第七十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第七十八条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十五条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）及び新介護保険法第百十五条の十二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第十六条 前条に規定するもののほか、新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第七十条第一項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定（新介護保険法第七十二条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續、介護保険法第七十八条の二第一項の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定（新介護保険法第七十八条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續、新介護保険法第百七条第一項の許可の手續、介護保険法第百十五条の二第一項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續、介護保険法第百十五条の十二第一項の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の十二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（保険給付に関する経過措置）

第十七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第二十二條において「第三号施行日」という。）前に行われた第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置)

第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。

(医療法人の設立等に関する準備行為)

第二十九条 医療法第四十四条第一項の規定による認可の手続（医療法人を設立しようとする者が、定款又は寄附行為をもって、新医療法第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）及び医療法第五十四条の九第三項の規定による認可の手続（医療法人の定款又は寄附行為をもって、同号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

宇都宮市虐待・DV対策連携会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待，障害者虐待，児童虐待及び配偶者からの暴力等（以下「虐待等」という。）の防止対策の推進に向け，これらの課題を横断的に捉え，関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が連携及び協力のもと，本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため，宇都宮市虐待・DV対策連携会議（以下「連携会議」という）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項及び第5項に規定する行為をいう。
- (2) 障害者虐待 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第6項及び7項に規定する行為をいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する行為をいう。
- (4) 配偶者からの暴力等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力をいう。

(所掌事務)

第3条 連携会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関等の相互の連携及び協力に関すること。
- (2) 関係機関の相互の課題や情報の共有に関すること。
- (3) 虐待等に関する一体的な周知啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか，虐待等の防止に関すること。

(組織)

第4条 連携会議は，別表に掲げる機関の指定する者（以下「委員」という）で構成する。

(会議)

第5条 連携会議に座長を置くこととし，座長は事務局を所管する課長をもって充てる。

- 2 連携会議は必要に応じて座長が招集し，その議長となる。
- 3 座長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，説明又は意見を求めることができる。
- 4 連携会議は，協議の内容によって必要があると認めるときは，座長が指名する委員により，開催することができる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は，宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課におく。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，連携会議の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）宇都宮市虐待・DV対策連携会議構成機関

No.	機 関 等 名
1	宇都宮地方法務局人権擁護課
2	栃木県中央児童相談所虐待対応課
3	とちぎ男女共同参画センター相談支援課
4	栃木県精神保健福祉センター教育相談支援課
5	栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課
6	宇都宮中央警察署生活安全課
7	宇都宮東警察署生活安全課
8	宇都宮南警察署生活安全課
9	宇都宮市医師会
10	栃木県弁護士会
11	宇都宮市地域まちづくり推進協議会
12	宇都宮市自治会連合会
13	宇都宮市民生委員児童委員協議会
14	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会
15	宇都宮市社会福祉協議会

【庁内関係課】

16	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課
17	宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
18	宇都宮市子ども部こども家庭課
19	宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課

宇都宮市高齢者虐待防止事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「法」という。)に基づき、高齢者虐待の防止、早期発見及び早期対応を図るため、宇都宮市高齢者虐待防止事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めることにより、高齢者の権利擁護と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法で使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待防止に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 高齢者虐待に関する相談、指導、助言に関すること。
- (3) 養護者による高齢者虐待に対する対応に関すること。
- (4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に対する対応に関すること。
- (5) その他高齢者虐待防止に関すること。

(知識の普及啓発)

第4条 高齢福祉課(養介護施設従事者等に係る部分は保健福祉総務課)は、高齢者虐待防止に関する必要な情報等を広報、研修会の開催等により普及啓発活動を行う。

(相談・通報窓口)

第5条 養護者による高齢者虐待の相談、通報又は届出の窓口は、高齢福祉課及び地域包括支援センターとする。

- 2 養介護施設等での高齢者虐待の相談、通報又は届出の窓口は、保健福祉総務課とする。
- 3 高齢者虐待に係る相談、通報又は届出を受けた高齢福祉課及び地域包括支援センター、保健福祉総務課は、様式第1号「高齢者虐待連絡票」により虐待の状況を把握し、速やかに事実確認を行う。

(虐待の有無と緊急性の判断)

第6条 虐待の状況を把握し、事実確認を行った機関(高齢福祉課、地域包括支援センター、保健福祉総務課のいずれか)は、コアメンバー会議を設置し、虐待の有無、緊急性について判断する。

- 2 コアメンバー会議は、通報等を受理した機関において、次に掲げる者のうち必要と認める者により構成する。
 - (1) 高齢福祉課職員
 - (2) 保健福祉総務課職員
 - (3) 地域包括支援センター職員
 - (4) その他、市長が必要と認める者

(養護者による高齢者虐待の対応)

第7条 市長は、コアメンバー会議により、養護者による高齢者虐待があり、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認めるときは、高齢福祉課職員又は地域包括支援センター職員に、法第11条の規定による当該高齢者の住所又は居所に立入り、必要な調査又は質問をさせるものとする。

- 2 法第11条の規定による立入調査権を行使する場合において、当該職員は、その身分を示す証明

書を携帯しなければならない。

- 3 市長は、法第 11 条第 1 項の規定による立入調査権を行使する場合において、法第 12 条の規定により、様式第 2 号「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」により当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長対し、援助を求めることができる。
- 4 市長は、立入調査を行った場合において、高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等を総合的に判断し、高齢者の生命、又は身体に係る危険が大きく、緊急保護が必要と判断したときは、高齢者の状態に応じて、緊急入院、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による措置等の対応を行うものとする。
- 5 養護者による高齢者虐待の事実が確認された場合、高齢福祉課及び地域包括支援センターは、次に掲げる事項について検討し、処遇の方針を決定する。

- (1) 見守り・予防的支援
- (2) 家族支援、家族関係調整
- (3) 在宅サービスの導入、サービス利用の変更
- (4) 入院又は施設入所、転居など、保護・分離支援
- (5) 成年後見制度又は日常生活自立支援事業の活用
- (6) その他必要な支援

（虐待対応個別ケア会議の設置）

第 8 条 地域包括支援センターは、必要に応じて虐待対応個別ケア会議を設置し、情報の共有、被虐待者・養護者に対する支援方法並びに再発防止策、関係機関の役割分担等を検討する。

- 2 虐待対応個別ケア会議は地域包括支援センター長が招集し、次に掲げる者のうち必要と認める者により構成する。

- (1) 地域包括支援センター職員
- (2) 高齢福祉課職員
- (3) 介護支援専門員
- (4) 介護サービス事業所職員
- (5) 民生委員
- (6) その他地域包括支援センター長が必要と認める者

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応）

第 9 条 養介護施設等での高齢者虐待の事実が確認された場合、保健福祉総務課は、栃木県高齢対策課及び関係機関と連携の上、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による権限を適切に行使する。

（守秘義務）

第 10 条 高齢者虐待に係る相談、通報又は届出を受けた職員等は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

高齢者虐待連絡票

受理者：所属 _____

氏名 _____

受理日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分	手 段	電話・面接・訪問 その他 ()
相談者 通報者	氏 名	本人との関係	
		電 話 番 号	
被虐待者	氏 名	(男・女)	生 年 月 日
	住 所	宇都宮市	世 帯 構 成
	電話番号		家 族 関 係
	疾 病	なし 有り ()	介 護 保 険 認 定 状 況
	A D L 状 況	自立 ・ 不明 自立度 (J ・ A ・ B ・ C)	認 知 症 の 日 常 生 活 自 立 度
	サービス 利用状況		ケ ア マ ネ ジ ャ ー 氏 名
虐待者	氏 名	続 柄	
虐待内容	身体的虐待／心理的虐待／性的虐待／経済的虐待／介護・世話の放棄・放任		
緊急性	1. 緊急性が高い（生命や身体への危険性あり） 2. 虐待あり（生命や身体への危険性はないが継続支援が必要） 3. 虐待の疑いあり（事実の確認が必要） 4. 虐待とは捉えがたい		
対応	虐待対応不要：今回のみ／支援継続 () 要虐待対応：事実確認継続／見守り・予防的支援／家族支援・家族関係調整／在宅サービスの導入／保護・分離支援 虐待対応ケア会議／その他 ()		

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

第 _____ 号 高齢者虐待事案に係る援助依頼書 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ○ ○ 警察署長 様 <div style="text-align: right;">宇 都 宮 市 長 印</div> <p style="text-align: center;">高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により，次のとおり援助を依頼します。</p>			
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場 所		
	援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
	生 年 月 日	年 月 日生（ _____ 歳）	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	電 話	（ _____ ） — 番	
	職 業 等		
養 護 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	
	生 年 月 日	年 月 日生（ _____ 歳）	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	電 話	（ _____ ） — 番	
	職 業 等		
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐 待 の 内 容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担 当 者 ・ 連 絡 先	所 属 ・ 役 職		氏 名
	電 話 (_____) — 番 内 線 携 帯 電 話 — 番		

高齢者虐待状況報告書

令和 年 月分

市町村名				
担当課名		担当者名		
TEL		FAX		
E-mail				
虐待に関する会議等の開催			回	
参加				
養護者による高齢者虐待に係る通報等				
通報	件	通報元	家族・親戚等	件
届出	件		民生委員・自治会等	件
計	件		ケアマネジャー	件
			老人(在宅)介護支援センター ・介護サービス事業所職員等	件
			その他	件
			不明	件
虐待がある又は疑われる家庭への訪問			回	
法第11条による立入調査			回	
上記立入調査にかかる警察署長への援助要請			回	
老人福祉法による措置及びやむを得ない事由による措置			件	
措置の内容	養護老人ホーム	件	グループホーム	件
	特養	件	小規模多機能型居宅介護	件
	短期入所	件	その他	件
新たに把握された虐待の件数(当月分のみ)			件	
虐待の種別 (※複数計上可)	身体的虐待	件	性的虐待	件
	介護・世話の放棄・放任	件	経済的虐待	件
	心理的虐待	件	その他	件
養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等				
通報	件	通報元	家族・親戚等	件
届出	件		民生委員・自治会等	件
計	件		ケアマネジャー	件
			老人(在宅)介護支援センター ・介護サービス事業所職員等	件
			その他	件
			不明	件
留意事項				
①養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた場合				
②養介護施設・養介護事業所が調査に協力しない場合				
③市町と県が共同で調査を行うべきと判断される場合				
については、様式2を作成のうえ県に報告してください。(②、③の場合は随時報告)				

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

養介護施設事業者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

()

(注) (※)印の項目については、不明の場合には記載しなくてもよい。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 :	_____
・サービス種別 :	_____
	(事業者番号: _____)
・所 在 地 :	_____
	TEL _____ FAX _____

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたとされる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年齢階級※	
要介護度等	要支援	1 2	
	要介護	1 2 3 4 5	
	その他		
心身の状況			

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69歳 2 70～74歳 3 75～79歳 4 80～84歳

5 85～89歳 6 90～94歳 7 95～99歳 8 100歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待 その他(_____)
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)	生年月日(※)
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)	

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
 (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分
 その他(具体的に記載すること)

()

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
 その他(具体的に記載すること)

()

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記の通り報告する。

年 月 日

栃木県知事 様
(保健福祉部高齢対策課扱)

市町村長名

高齢者相談窓口一覧

《市役所関係課》

部 署	所在地	電 話 番 号	相 談 内 容
高齢福祉課	旭 1-1-5	028-632-2356	在宅の高齢者虐待の相談窓口，高齢者の総合相談・支援に関する事
		028-632-8989	介護サービス・給付についての苦情に関する事
保健福祉総務課		028-632-2932	養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・支援に関する事
		028-632-2930	民生委員に関する事

部 署	所在地	電 話 番 号	相 談 内 容
女性相談所	明保野町 7-1 男女共同参画推進センター内	028-636-5731	配偶者、恋人、婚約者、元配偶者など親密な関係のあるパートナーからの暴力(DV)の相談・対応。夫婦、家庭、生き方の相談など。
障がい福祉課	旭 1-1-5	028-632-2869	心身に障がいのある方への福祉の窓口として、障がい者虐待の通報の受理、相談。身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付や自立支援医療、重度心身障がい者医療に関する公費負担、各種福祉サービスの提供など。
住宅課		028-632-2552	サービス付き高齢者向け住宅の設置に関する事や、市営住宅の入居や維持管理に関する事など。
生活福祉第1課 第2課		028-632-2105 2465	生活保護に関する事
保健所保健予防課	竹林町 972	028-626-1114	精神保健や難病、感染症などに関する相談や教室、予防接種など。
保健所健康増進課		028-626-1126	病態別栄養相談、健康づくり事業、健康診査など。
宇都宮市 保健センター	駅前通り 1-4-6 (トナリエ 宇都宮 9 階)	028-627-6666	健康づくりに関する健康相談や栄養や運動に関する事 水曜日・祝日・年末年始は休館日

保健福祉相談担当		所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 区	相 談 内 容
保健福祉総務課	中央部 (市役所 1 階)	旭 1-1-5	028-632-2941	本庁管内 宝木・豊郷	子育てから高齢者の介護まで、保健と福祉のサービス全般の案内、利用のアドバイス、申請受付など。
	東部 (平石地区市民センター)	下平出町 158-1	028-661-2369	平石・清原 瑞穂野	
	西部 (富屋地区市民センター)	徳次郎町 80-2	028-665-3698	城山・国本 富屋・篠井	
	南部 (姿川地区市民センター)	西川田町 805-1	028-645-4535	陽南・横川 姿川・雀宮	
	北部 (河内地区市民センター)	中岡本町 3221-4	028-671-3205	上河内・河内	

《地域包括支援センター》

市民からの介護・福祉に関する相談や、高齢者が介護状態となることを予防するようなサービスの調整、高齢者虐待の早期発見・防止などを行っています。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地区 (自治会連合会名)
地域包括支援センター御本丸	中央1丁目-5-12 見木ビル1階	028-651-4777	中央, 築瀬, 城東
地域包括支援センターようなん	陽南4丁目-6-34	028-658-2125	陽南, 宮の原, 西原
地域包括支援センターきよすみ	星が丘1丁目-7-38	028-622-2243	昭和, 戸祭
地域包括支援センター今泉・陽北	今泉3丁目-13-1 喜多川マンション1階	028-616-1780	今泉, 錦, 東
地域包括支援センターさくら西	西2丁目-1-7	028-610-7370	西, 桜
鬼怒地域包括支援センター	御幸町77 森崎ビル1階	028-683-2230	御幸, 御幸ヶ原, 平石
地域包括支援センター清原	鑑山町1983	028-667-8222	清原
地域包括支援センター瑞穂野	上桑島町1476-2	028-656-9677	瑞穂野
地域包括支援センター峰・泉が丘	東今泉2丁目-1-1	028-613-5500	峰, 泉が丘
地域包括支援センター石井・陽東	石井町2580-1	028-660-1414	石井, 陽東
よこかわ地域包括支援センター	屋板町578-504	028-657-7234	横川
地域包括支援センター雀宮	南高砂町11-17	028-655-7080	雀宮(東部)
地域包括支援センター雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	028-688-3371	雀宮(西部), 五代若松原
緑が丘・陽光地域包括支援センター	双葉1-13-56	028-684-3328	緑が丘, 陽光
地域包括支援センター砥上	砥上町54-1	028-647-3294	姿川(北部), 富士見, 明保
姿川南部地域包括支援センター	幕田町1456-1	028-654-2281	姿川(南部)
くにもと地域包括支援センター	宝木本町2141	028-666-2211	国本
地域包括支援センター細谷・宝木	細谷町486-7	028-902-4170	細谷・上戸祭, 宝木
富屋・篠井地域包括支援センター	徳次郎町65-8	028-665-7772	富屋, 篠井
城山地域包括支援センター	田野町666-2	028-652-8124	城山
地域包括支援センター豊郷	川俣町900-2	028-616-1237	豊郷
地域包括支援センターかわち	白沢町771	028-673-8941	河内(古里中学校区)
田原地域包括支援センター	上田原町346-18	028-672-4811	河内(田原中学校区)
地域包括支援センター奈坪	下岡本町1987-1	028-671-2202	河内(河内中学校区)
上河内地域包括支援センター	中里町218-1	028-764-7222	上河内

《関係機関》

相談窓口	住所	電話番号	相談内容
宇都宮市 社会福祉協議会	中央1丁目-1-15 市総合福祉センター内	028-636-1215	福祉サービスの推進事業、研修会、心配ごとの相談、権利擁護事業、生活福祉資金の貸付、ボランティアセンター等
とちぎ 権利擁護センター あすてらす・うつのみや	中央1丁目-1-15 市総合福祉センター内	028-635-1234	認知症高齢者など判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等
とちぎ 権利擁護センター あすてらす[(福)栃木県 社会福祉協議会]	若草1丁目-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234	
栃木県警察本部 相談窓口 (シルバー110番)	塙田1丁目-1-20	028-627-4680	高齢者やその家族の方が抱える生活全般にわたる心配ごと、悩みごと相談
宇都宮中央警察署 生活安全課	下戸祭1丁目-1-6	028-623-0110	暴力被害、告訴、認知症高齢者の捜索に関すること等
宇都宮東警察署 生活安全課	今泉町 2996-2	028-662-0110	
宇都宮南警察署 生活安全課	みどり野町 1-8	028-653-0110	
宇都宮地方法務局 みんなの人権 110 番	小幡2丁目-1-11	0570-003-110	虐待やいやがらせ、差別など、様々な人権問題についての相談
法テラス栃木	本町 4-15 宇都宮N I ビル 2 階	028-3383-5395	法的トラブルの解決
栃木県弁護士会 法律相談センター	明保野町 1-6 栃木県弁護士会館	028-689-9001	予約制の無料法律相談、有料法律相談
成年後見センター リーガルサポートとちぎ	幸町 1-4	028-632-9420	成年後見人制度に関する相談
とちぎ 男女共同参画センター	野沢町 4-1	028-665-8720	配偶者からの暴力(DV)の相談
宇都宮市配偶者暴力 相談支援センター	(非公開)	028-635-7751	
認知症 疾患医療センター	皆藤病院 東町 22	028-689-5088	認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談やもの忘れ等の自覚症状がある高齢者に関する相談や支援等。
	済生会宇都宮病院 竹林町 911-1	028-680-7010	
栃木県 精神保健福祉センター	下岡本町 2145-13	028-673-8785	心の健康に関する問題に対し、相談に応じる
栃木県国民健康保険 団体連合会	本町 3-9 栃木県本町合同ビル内	028-643-2220	介護保険苦情相談窓口
栃木県高齢対策課 生きがいづくり担当	塙田 1-1-20	028-623-3048	高齢者虐待防止に関する普及啓発事業

申立窓口	住所	電話番号	取扱内容
宇都宮家庭裁判所	小幡 1-1-38	028-333-0048	成年後見人制度の申し立て

【引用文献】

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
厚生労働省老健局 平成30年3月
- 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都） 平成18年3月
- 「全国介護保険担当課長会議資料」（平成15年9月8日開催）
- 「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」
一般財団法人長寿社会開発センター 平成30年6月
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」
社団法人日本社会福祉士会 中央法規出版株式会社 平成24年7月

令和2年度(改訂版)

高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援マニュアル(関係者用)

令和3年3月

発行 宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課・保健福祉総務課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL:028-632-2356 (高齢福祉課)

028-632-2931 (保健福祉総務課)

FAX:028-632-3040 (高齢福祉課)

028-639-8825 (保健福祉総務課)

E-mail:u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp (高齢福祉課)

u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp (保健福祉総務課)